

令和5年8月28日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和5年9月～11月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和5年9月中旬～11月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

依然としてコロナ感染も増えている状況にありますが、当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在のコロナ対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

9月12日（火）～14日（木）

酸素欠乏・硫化水素危険作業作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会で、毎回満員近くとなっています。

若干の空きがあります

9月19日（火）～20日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

即時満員とははなくなりましたが、依然として、受講希望が多い講習会です。

早めの申込みを推奨します。

満員となりました。

9月27日（水）～28日（木）

動力プレス金型交換等特別教育

「動力プレス」の金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務に従事させる場合には、この教育が必要となります。

実習があるため、定員を増やせません。お早めの申込みを

満員となりました。

10月10日（火）～11日（水）

プレス機械作業主任者技能講習

受講資格がありますので、申込みの際はご注意ください。

10月12日（木）～13日（金）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。
グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、
電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、本年**4月1日からは、食料品製造業、新聞業、
出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となっております。

**人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早め
のお申し込みを！**

10月19日（木）⇒ 12月13日（水）へ変更

労務管理講座（労働関係法規にかかる基礎講座）

労基法等の令和6年4月1日改正施行に合わせるため、テキストが11月に改訂させる予定
です。最新テキストを使用するために、12月13日（水）へ延期します。

もうしばらくお待ちください。

10月に予定を組んでいた方には、ご迷惑をおかけいたします。ご容赦ください。

10月24日（火）～25（水）

有機溶剤作業主任者講習

最近、定員に達することが多いです。お早めの対応をお勧めします。

10月27日（金）

リスクアセスメント研修（職場リーダー向け）

安全衛生スタッフ、担当者等リスクアセスメントの仕組み作り運営等に参画する担当者、これ
からリスクアセスメントを導入するに当たって、担当者等を対象に、考え方、実施方法、仕組み
作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

11月2日（火）

自由研削といしの取替等特別教育

実習があるため、定員を増やせません。お早めの申込みを

11月6日（月）～8日（水）

酸素欠乏・硫化水素危険作業作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会で、毎回満員近くとなっております。

11月16日（木）

保護具着用管理責任者講習

安衛則等の改正により化学物質、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じん作業等に
おいて、において、一定の条件下において、「保護具着用管理責任者の」選任が義
務づけられました。保護具の選択から正しい着用等について適切な管理ができるよ
う必要な知識を学びます。

今年度新規の講習会です。今回が初回で、今年度3回開催する予定です。

11月17日（金）

リスクアセスメント研修（安全衛生担当者向け）

安全衛生スタッフ、担当者等リスクアセスメントの仕組み作り運営等に参画する担当者、これからリスクアセスメントを導入するに当たって、担当者等を対象に、考え方、実施方法、仕組み作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

11月21日（火）～22日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

即時満員とははなくなりましたが、依然として、受講希望が多い講習会です。
早めの申込みを推奨します。

11月28日（火）

高齢者安全対策研修

今年度新たな講習会です。近年、高齢労働者の就労者数が増えるだけでなく、労働災害の発生比率も他の年齢層に比べて高くなっています。企業として労働災害の削減を図っていくためには高齢労働者対策が重要なものとなっています。

そこで、安全衛生担当者として高齢労働者の特性を理解し、どのようにリスク管理をしていくのか、また、高齢労働者が自らの身体機能変化を認識し、どのように体力維持を図ってもらうか等について、講義や実習を通じて学んでいきます。



令和5年10月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、
9月7日（木）13時を予定しています。

申し込みに当たっては、山梨県労働基準協会連合会 HPでご確認ください



化学物質管理者講習については、次ページをご覧ください。

化学物質管理者講習

化学物質の製造事業場向け
// 取扱事業場向け

講習会のお知らせ

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）の改正に伴い、リスクアセスメント対象物質の製造・取扱事業所等においては、『化学物質管理者』の選任が必要となりました。

当連合会では、告示に基づき、自律的な化学物質管理を行うために必要な知識と実務能力を習得していただくために『化学物質管理専門的講習』等下記の日程で開催いたします。

【化学物質管理者専門的講習（2日間）】化学物質の製造事業場向け

開催日時	開催場所	所在地	時間
令和6年 1月10日(水) 11日(木)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00 8:50-16:30

【化学物質管理者専門的講習に準ずる講習（1日）】取扱い事業場向け

開催日時	開催場所	所在地	時間
12月5日(火)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00
令和6年 2月16日(金)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00
令和6年 3月13日(水)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00

受講料

◎化学物質管理者専門的講習(2日間)

受講料 24,000円 テキスト代 2,200円 合計 26,200円 消費税込 28,820円

◎化学物質管理者専門的講習に準ずる講習(1日間)

受講料 12,000円 テキスト代 1,800円 合計 13,800円 消費税込 15,180円

申込方法：講習会の申込は、それぞれ、開催月前月の初旬から受付開始となります。

(例：12月開催講習 → 11月初旬の更新日)。当会ホームページにてご確認ください。

(<http://www.yamanashi-roukiren.com/anzen-eisei.html>)

※ 2日間講習について

- ① 令和4年厚生労働省告示第276号に則した講習となっています。
- ② 第1種衛生管理者や各種作業主任者技能講習修了者等の方に対する科目免除は実施しておりません。
- ③ **講習2日目は、ノートパソコンを持参してください。**当会ではノートパソコンの用意はいたしません。ノートパソコンを持参出来ない場合は、受講出来ませんのでご了承ください。会場にはWifi環境がないため、事前に下記のダウンロードが必要となります。マクロが使用出来るMicrosoft Excelがインストールされているパソコンに厚生労働省ホームページ『職場の安全サイト⇒化学物質⇒化学物質のリスクアセスメント実施支援』から「CREATE-SIMPLE ver.2.5」をダウンロードしてください。